

離島・過疎地における塩の取り扱い状況調査
(2016年)

公益財団法人 塩事業センター
2017.3

目次

1. 目的	1
2. 調査	1
2.1. 調査方法	
2.2. 調査期間	
2.3. 対象項目	
2.4. 調査地域	
2.4.1. 離島	
2.4.2. 過疎地	
2.4.3. 対象店舗	
3. 調査結果	5
3.1. 食塩を販売しているエリア	
3.1.1. 離島	
3.1.2. 過疎地	
3.2. 生活用塩の取り扱い製造企業数	
3.2.1. 離島	
3.2.2. 過疎地	
3.3. 「食塩 1kg」の販売価格	
3.3.1. 離島	
3.3.2. 過疎地	
3.3.3. 本調査で得られたセンター塩（食塩 1kg）の価格	
4. まとめ	10
5. 参考資料	11

1. 目的

離島および過疎地の食品をはじめ様々な物品の販売価格は、都市部と差異が生じることが知られており¹⁾ 離島においては資源エネルギー庁では、離島の揮発油販売業者が島民にガソリンを販売する際に、実質的なガソリン小売価格が下がるよう支援措置を講じている²⁾。

一方、塩は塩事業法（平成八年五月十五日法律第三十九号）において生活用塩の安定供給を塩事業センターが行うこととなっているものの、その流通エリアや価格等の実態は明らかではない。そこで、塩の流通において不利な条件である、離島および過疎地における塩の流通エリアおよび価格について調査を行った。

2. 調査

2.1. 調査方法

調査は調査対象店舗への電話調査とした。

2.2. 調査期間

2016年7月29日（土）～2016年8月19日（金）

2.3. 対象項目

調査項目は以下の3項目とした。

- ①生活用塩の取り扱いの有無
- ②公益財団法人塩事業センターの商品の取り扱いの有無
- ③取り扱いしている生活用塩の製造企業数と代表的な商品の販売価格(税込)
- ④塩の地域価格差の程度を比較する対象として公益財団法人塩事業センターの食塩 1kg、味噌および醤油の販売価格(税込)

一般に離島・過疎地は都市部と比べ流通が不利な地域であるため、取り扱われている生活用塩の価格体系が市街地と異なる可能性があると考えられる。

したがって、取り扱いの有無等に加え、離島・過疎地と市街地との生活用塩の価格差を検討するための設問も設定した。また、調査にあたっては、日本国内に流通する塩商品のうち、最も販売個数の多い商品と推察され、「小売物価統計³⁾」においても基本銘柄として指定されていることから、代表的な商品として公益財団法人塩事業センター（以下、センター）が販売する「食塩 1kg」を調査

対象に採用した。

なお、生活用塩とは主に小売店を通じて販売され、家庭用及び飲食店等において使用されるものであり、公益財団法人塩事業センターの塩(以下、センター塩)のみならず特殊製法塩も含む。特殊製法塩とは「特殊製法塩」とは、塩事業法で定義している“製造の方法が特殊な塩”のことで、例えば平釜式、蒸気利用式、温泉熱利用式その他の真空式以外の方法により製造(加工を除く)した塩で、本調査ではセンター塩以外の生活用塩となる。

また、本調査では、センター塩の取り扱いの有無は「食塩 1kg」に関わらず、他のセンター塩を取り扱っている場合にもセンター塩の“取り扱い有り”とした。

2.4. 調査地域

離島および過疎地の調査地域は後述の通りであるが、平成28年4月14日に発生した熊本地震の被災地域は個店が被害を受けていることを考慮し、復興作業の妨げとならないように熊本県は調査対象から除いた。

2.4.1. 離島

本調査計画時には日本は本土5島(北海道、本州、四国、九州、沖縄)を含めて6,852島あり、そのうち本土を除く有人島は418島ある。この418島のうち、離島振興に関する4つの法律の対象となっている有人島は312島となっている(表1)。熊本県内6島を除き電話調査対象とした離島は306島である⁴⁾。

離島振興に関する法律別の有人島数の内訳は同じく表1の通りである。なお、有人島のうち106島は法対象外であるが、これらの島の大半は主に本土と架橋され、事実上陸続きとなった島である。

表1. 離島振興に関する法対象となっている有人島の数

法律名	有人島数 [*]
離島振興法	260
沖縄振興特別措置法	40
奄美群島振興開発特別措置法	8
小笠原諸島振興開発特別措置法	4
合計	312
調査対象計(熊本県除く)	306

^{*}平成22年国勢調査において居住が確認されている離島を有人島とした

離島には、本土に近接の離島もあれば、いわゆる離れ小島のように、本土から遠方にある離島など、様々な地理的特徴がある。本土から遠方にあり人口が少ない島では輸送コストを販売価格に転嫁されることも想定され、すべての離島を一律で捉えることは難しい。そこで、各離島を表2の通り財団法人日本離島センターの「平成21年度 離島の生活 構造改善に関する調査⁵⁾」に準じ分類した。

表2. 離島の分類

種類	本土からの距離	拠点・周辺（島の位置）		離島のタイプ	類型	例
離島	本土にある中心 的な都市から航 路1時間圏内と 考えられる離島	航路が静穏で欠航がほとんどないと考 えられる離島		内海・本土近 接型離島	内・近	小豆島（香川県） 大崎上島（広島県）
		上記以外の離島		外海・本土近 接型離島	外・近	田代島（宮城県） 伊江島（沖縄県）
	上記以外の離島	群島（人口おおむね 5,000人以上の大離島 を中心とし、それに航 路1時間圏内で近接 する複数の島）	群島の中心 的な離島（群島主 島）	群島型主島	群・主	奄美大島（鹿児島県） 石垣島（沖縄県）
			上記以外のもの（群島属島）	群島型属島	群・属	加計呂麻島（鹿児島県） 竹富島（沖縄県）
		孤立島（上記以外の離島）	人口規模おお むね5,000人以上の離島	孤立大型離島	孤・大	利尻島（北海道） 種子島（鹿児島県）
			上記以外の離島	孤立小型離島	孤・小	父島（東京都） 北大東島（沖縄県）

2.4.2. 過疎地

過疎地域自立促進特別措置法（2条1項、33条1項の該当自治体）の対象となる地域は、2016年4月1日時点での過疎地数は表3通り646市町村となっている。熊本県内24市町村を除き電話調査対象とした地域は622市町村である。

なお、この622市町村には前述の離島の一部も過疎地域に重複して含まれている。そのため、後述の過疎地における電話調査の対象から前述離島の店舗は

除いている。

表 3. 過疎地数（平成 28 年 4 月 1 日現在）

過疎地域自立促進特別措置法	市町村数	調査対象計 (熊本県を除く)
2 条 1 項(過疎地)	616	594
3 3 条 1 項(みなし過疎地)	30	28
合 計	646	622

2.4.3. 対象店舗

調査対象の店舗はスーパーマーケット、コンビニエンスストア、酒店等、塩の取り扱いが想定される食料品店を選定した。具体的には各調査地域の市町村または島（以下、調査地域）にセンターと販売店契約を締結している販売店（以下「センター契約販売店」）がある場合にはその販売店を、また、センター契約販売店がない調査地域においては NTT 発行のタウンページにより食料品店を選定した。なお、センター契約販売店とは、塩事業法に規定する販売店契約を塩事業センターと締結している販売店を指すが、センター塩の販売は任意であり特殊製法塩の販売も自由に行える。平成 27 年度末時点でセンター契約販売店は全国に約 13 万 6 千店存在している。

調査店舗数は、離島および過疎地それぞれ 400 店舗以上の回答を得るように調査した。ただし、本調査は電話調査であるため、大手スーパーでは回答が得られにくく、回答は比較的規模の小さい販売店の割合が高いと推察する。

また、原則として店舗の選定は無作為としたが、離島については小規模離島における塩の供給状況をより正確に把握するため、1 島 1 店舗以上の情報を得るように店舗を選定した結果、比較的大きな島よりも小さな島の店舗の割合が多くなった。有効回答数等は表 4 の通りであった。

表 4 . 有効回答数等

	架電店数	有効回答数	有効回答エリア
離島	1,129 店	444 店	離島数 143 島
過疎地	1,705 店	467 店	過疎地数 216 地域

3. 調査結果

3.1. 生活用塩を販売しているエリア

3.1.1. 離島

販売店数ベースで集計すると 444 店舗全てで生活用塩の取り扱いが確認され、そのうち、434 店舗でセンター塩の取り扱いがあった。また、島ベースで集計すると調査対象とした 306 島のうち、食料品店のある島は 183 島存在する。うちセンター契約販売店が存在する島は 177 島あり、残る 6 島はセンター契約販売店は存在しないもののタウンページにて食料品店が確認できた島である。

生活用塩の販売は調査対象中、有効回答が得られた 143 島全てに少なくとも 1 店舗以上、塩を販売している店舗があることを確認した。

また食料品店のない調査対象離島の大半は定期船等で塩販売店のある近隣地域へのアクセスは可能と思われ、また法対象以外の有人島についても大半は主に本土と架橋され、事実上陸続きとなった島であり、生活用塩の入手は概ね可能と推察する。

3.1.2. 過疎地

過疎地においては全ての市町村を対象とした調査は行っていないが、有効回答が得られた 467 店舗の全てで生活用塩の取り扱いが確認され、そのうち 98.7% の店舗と高い割合でセンター塩が扱われていた。また、回答結果を精査した結果、有効回答が得られた全ての市町村でセンター塩が販売されていることを確認した。タウンページにより確認したところ、1 市区町村に食料品販売店は少なくとも 2 店舗以上はあり、センター契約販売店は熊本県を含む 646 市町村すべてにおいて存在する。このことから本調査結果を踏まえると、過疎地での生活用塩の販売はほぼ全ての市町村で行われているものと推察される。

3.2. 生活用塩の取り扱い製造企業数

3.2.1. 離島

センターの生活用塩のみ販売されている島は、有効回答が得られた 143 島のうち 61 島(42.7%)、複数の企業の生活用塩が販売されている島は 80 島(55.9%)であった。なお、販売店数ベースでは 444 店舗のうちセンター塩の生活用塩のみ販売しているのは 254 店舗(57.2%)、複数の企業の製品が販売されているのは 180 店舗(40.5%)であった。センター塩の生活用塩のみを販売している場合、島

数ベースでは 143 島中 61 島 (42.7%) が、販売店ベースでは 444 店舗中 254 店舗 (57.2%) がセンターの生活用塩のみを販売していた (表 5、6)。

センター塩のみの取扱店率が高い理由として想定されるのは、センターは塩事業法により塩の安定供給の責務を負っていることと、主に小規模な島の販売店の比率を多くしたため、多品種の商品を取り扱うスーパーマーケット等の大規模店の有効回答数が少なかったためと推察する。

島の属性別にみても、本土や本島との距離等の地理的な障壁は見られなかった。

なお、センターの生活用塩を販売している島は有効回答が得られた 143 島のうち、141 島 (98.6%) であった。センターの生活用塩の販売がなかった 2 島については、いずれも島内に特殊製法塩の製塩所がある島であった。

表 5. 離島における生活用塩の取り扱い島率 (%)

離島分類	センター塩のみ取扱島率	特殊製法塩のみ取扱島率	複数企業の生活用塩取扱島率	生活用塩取扱率
「A 内・近」	58.7	0	41.3	100
「B 外・近」	42.3	3.8	53.8	100
「C 群・主」	0	0	100	100
「D 群・属」	68.8	0	31.3	100
「E 孤・大」	0	0	100	100
「F 孤・小」	41.4	3.4	55.2	100
総計	42.7	1.4	55.9	100

注：生活用塩取扱率は端数処理の関係で小数点以下は四捨五入した。

表 6. 離島における生活用塩の取り扱い店舗率 (%)

離島分類	センター塩のみの取扱店率	特殊製法塩のみの塩取扱店率	複数企業の取り扱い率
「A 内・近」	65.4	0.0	34.6
「B 外・近」	39.4	3.0	57.6
「C 群・主」	62.0	2.8	35.2
「D 群・属」	77.8	0	22.2
「E 孤・大」	52.0	2.4	45.6
「F 孤・小」	41.0	5.1	53.8
総計	57.2	2.3	40.5

3.2.2. 過疎地

過疎地については全ての市町村を対象とした調査は行っていないが、有効回答が得られた 467 店舗、全てで生活用塩が販売されていることを確認した。過疎地は全数調査を行っていないため、推計になるがタウンページでは 1 市区町村に食料品販売店は少なくとも 2 店舗以上はあることが確認され、過疎地での生活用塩の販売はほぼ全ての市町村で行われているものと推定される。

なお、有効回答が得られた 467 店舗のうち、センター塩を販売しているのは 461 店舗 (98.7%) であった。

3.3. 「食塩 1kg」の販売価格

3.3.1. 離島

有効回答を得られた 444 店舗中センターの「食塩 1kg」は 358 店舗 (80.6%) での取り扱いがあった。また、販売価格を調査したところ平均で 118.0 円 (税込) であり、標準販売価格 (115 円 (税込)) を上回る価格で販売されているケースが見られた。店舗数ベースと島数ベースではその傾向が異なるが、島ベースでみると「F 孤・小」で高い割合を示した (表 7)。「F 孤・小」に該当する島は小規模であり、島内には少数の販売店しか存在しないことから、調査対象店舗数も 1 島に対し 1~数店と少なく、調査した販売店で標準販売価格を超えていたために、その少ない店舗にて標準価格を超えていた場合には島ベースでの割合も高くなったものと考えられ、小規模な島においては全数調査が必要であると考えられた。

表 7. 食塩 1kg が標準販売価格より高い金額で販売されている割合 (%)

離島分類	食塩 1kg が標準販売価格を上回る価格で販売 (116 円 (税込) 以上) されている店舗の割合	食塩 1kg の販売価格が島内全有効回答店で標準販売価格を上回る価格で販売されていた島の割合
「A 内・近」	42.4	37.5
「B 外・近」	50.0	42.1
「C 群・主」	22.4	0.0
「D 群・属」	47.8	50.0
「E 孤・大」	34.0	0.0
「F 孤・小」	69.7	70.8
総計	36.6	38.8

3.3.2. 過疎地

過疎地における「食塩 1kg」の販売価格は平均で 115.6 円（税込）であった。食塩 1kg の標準販売価格よりも高い価格で販売されていた店舗の割合は 22.8% であり、離島と比べ低い結果となった。そのような店舗は北海道から九州まで点在しており、食塩 1kg の標準販売価格を超える価格で販売している店舗のエリアには地理的要件は見られなかった。

3.3.3. 本調査で得られたセンター塩（食塩 1kg）の価格

当センターの食塩 1kg の標準販売価格に価格拘束力はない。そのため、本調査における価格の位置づけを確認するために、総務省統計局出行っている「小売物価統計調査」の結果との比較を行った。

「小売物価統計調査」では食塩は都市部でのみ価格調査が行われており、全国の平均価格は都道府県庁所在地でのみ調査がされる品目であるため、全国規模での調査が行われていない。そこで、本調査と同時期に行われた 2016 年 8 月の小売物価統計調査の結果と本調査結果とをいくつか組み合わせ比較した。

本調査時では醤油と味噌の価格調査も併せて行っている。離島・過疎地で行った本調査の結果と、都市部で行った小売物価統計調査の結果とをセンター食塩 1kg と併せて表 8 に示した。

表 8. 調味料の地域毎の価格 (円)

品目※	塩			醤油			味噌		
	離島	過疎地	都市	離島	過疎地	都市	離島	過疎地	都市
調査区分※2									
平均価格	118	116	112	431	311	261	408	277	329

品目 表 9 参照

調査区分

都市：総務省統計局「小売物価統計調査」における県庁所在地、政令指定都市および人口 15 万人以上の市における 2016 年 8 月調査結果

離島：本調査の離島

過疎地：本調査の過疎地

なお、小売物価統計調査の調査対象品目は表 9 の様に定義されていて“原則として毎月同一の店舗において、同一の銘柄（基本銘柄）を調査している。しかし、品目によっては、その都市の出回り状況に応じて調査する銘柄が異なる

場合（市町村銘柄が設定された場合）もあるため、（中略）そのまま地域格差を示すものではないので注意されたい。”との記載があり、これらを単純算術平均した表 8 の“都市”の価格は同一の商品の価格を平均したものではないことは注意が必要である。これは、本調査の醤油および味噌の価格も同じ基準で調査を行っているため、小売物価統計調査と同様扱いであると考える。

小売物価統計調査では塩は“地区間又は店舗間での価格差が比較的小さい品目”、醤油は“主として各市町村の代表的な商業集積地、大型店舗等で購入する品目で、店舗間で価格差がみられる品目”、味噌は“主として消費者が居住地区近辺で購入する品目で、地区間で価格差がみられる品目”、とされ、調査対象に都市部を含まず、大型店舗の割合が少ない本調査結果の傾向と一致している。

表 9. 調査品目及び基本銘柄

品名	銘柄	区分	
塩	家庭用、袋入り（1kg入り）、「食塩」	③	C
醤油	本醸、こいくちしょうゆ、JAS規格品・特級、ポリ容器入り（1L入り）、「キッコーマンしょうゆ」又は「ヤマサしょうゆ」	—	B
味噌	米みそ、カップ入り（750g入り）、並	—	A
砂糖	上白、袋入り（1kg入り）	—	A
マヨネーズ	ポリ容器入り（450g入り）、「キューピーマヨネーズ」	①	B
食用油	キャノーラ（なたね）油、ポリ容器入り（1,000g入り）	—	A

区分調査

- ① …人口5万以上の調査市において調査する品目・銘柄
- ③ …都道府県庁所在市において調査する品目・銘柄
- A …主として消費者が居住地区近辺で購入する品目で、地区間で価格差がみられる品目
- B …主として各市町村の代表的な商業集積地、大型店舗等で購入する品目で、店舗間で価格差がみられる品目
- C …地区間又は店舗間での価格差が比較的小さい品目

なお、塩は対象となっていないが、小売物価統計調査では醤油、味噌、砂糖、食用油の都市と全国の両方の価格(2015年まで)が掲載されている(2017年3月1日現在)。そこで、これらの価格の比較を表10に示した。それぞれの品目の平均価格は都市部と全国とで大きな差は無いが、味噌を除けば都市部の方が全国より安価な傾向があり、醤油、砂糖、食用油の価格は非都市部では都市部より高い傾向があると推察する。

これらのことから、本調査における対象が離島・過疎地であることと店舗規

模の小さい販売店が多く含まれることから、本調査で得られた、離島・過疎地において食塩 1kg の価格が標準販売価格を上回るケースが見られたことは概ね妥当であると考えられる。しかし、他の調味料と比べ、センターの食塩 1kg は地域間、店舗の規模間において価格差が他の調味料と比べ比較的小さいと推察する。

表 10. 2015 年における都市[※]と全国^{※2}の調味料の価格 (円)

品目	醤油		味噌		砂糖		食用油	
	都市①	全国②	都市①	全国②	都市①	全国②	都市①	全国②
平均価格	263	307	328	322	200	201	304	307
最大価格	364	354	466	407	292	276	1010	354
最小価格	302	261	194	230	182	178	257	261
価格差(①-②)	-44		6		-1		-3	

※：県庁所在地、政令指定都市および人口 15 万人以上の市

※2：全都道府県の平均値から算出

出典：小物物価統計調査（総務省統計局）

（総務省統計局 <http://www.stat.go.jp/data/kouri/index.htm>）

4. まとめ

- 1) 本調査により、生活用塩は離島・過疎地での入手が可能な状態であると推察された。
- 2) 公益財団法人塩事業センターの製品のみを取り扱う販売店は離島では約 4 割、過疎地では約 1 割であったが、同一島内または同一過疎エリア内での調査店舗数が少ないところではそのような傾向が高く、本項目の調査においては調査店舗数について全数調査等、調査法を再検討する必要があると考えられる。なお、特殊製法塩のみ取扱していた店舗の割合は離島で 2.3%、過疎地では 1.3%と少なく、センター塩が全国的に流通していると推察された。
- 3) センターの食塩 1kg の販売価格が標準販売価格を超えて販売している店が離島で多くみられたが、過疎地においては 10%程度と少なかった。なお、都市部との地域間、店舗の規模間による価格差は「しょう油 1L」「みそ 750g」と比較すると「食塩 1kg」の価格は離島・過疎地ともに小さいものと推察された。

5.参考資料

- 1) 地域における物価格差の要因：離島物価格差の要因分析、野崎 四郎、商経論集 29(2), 55-71, 2001-03
- 2) 離島の現状：国土交通省、<http://www.mlit.go.jp/common/000228919.pdf>
- 3) 小物物価統計調査：総務省統計局 <http://www.stat.go.jp/data/kouri/index.htm>
- 4) 「島」とは何か：公益財団法人日本離島センター
<http://www.nijinet.or.jp/info/faq/tabid/65/Default.aspx>
- 5) 平成 21 年度 離島の生活 構造改善に関する調査：国土交通省、2009.